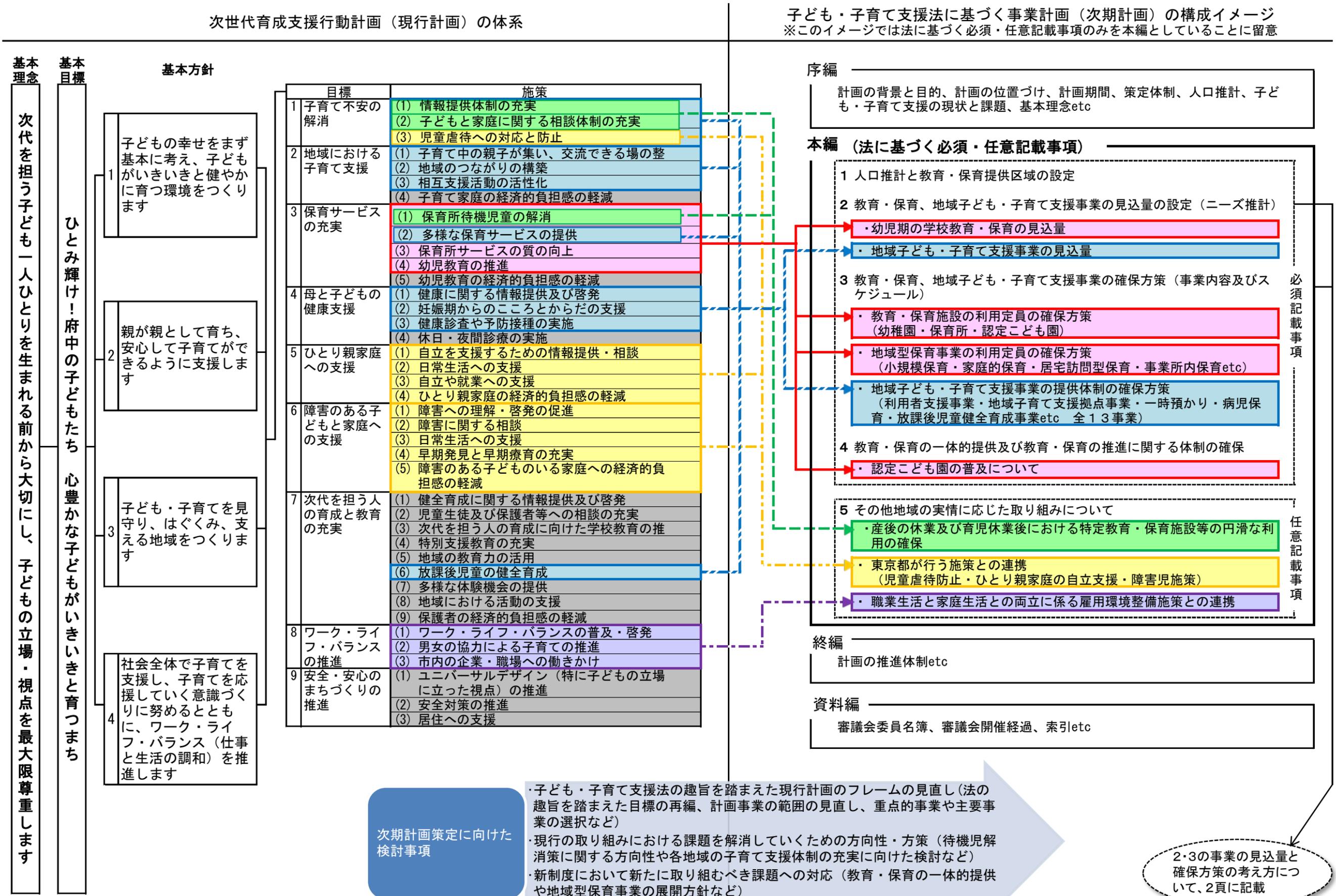
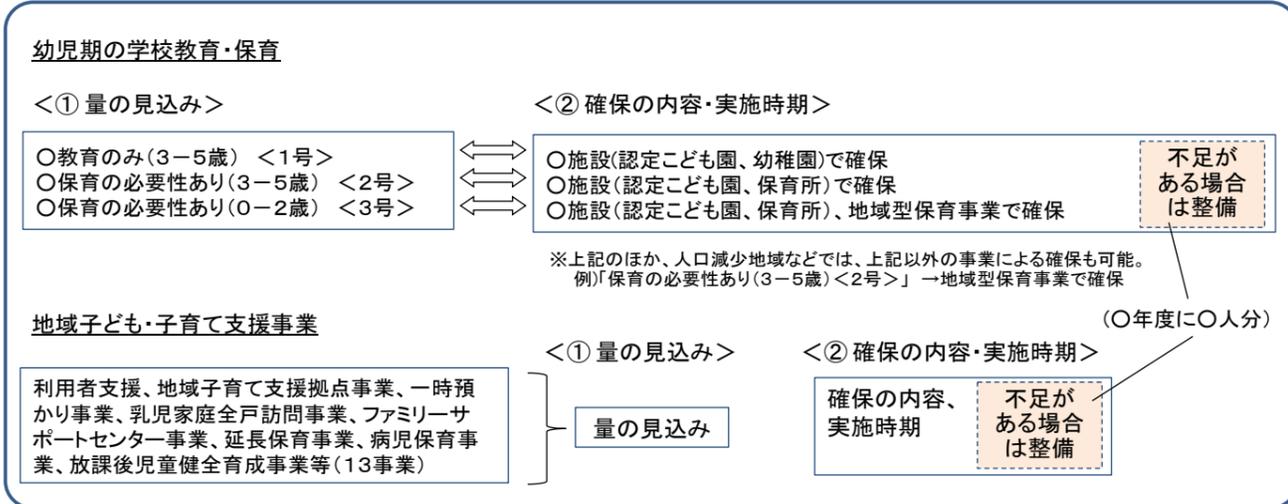


次世代育成支援行動計画（現行計画）と子ども・子育て支援法に基づく事業計画（次期計画）の関係図



市町村子ども・子育て支援事業計画のイメージ  
(教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策)

※1頁の必須記載項目2・3の考え方



幼児期の学校教育・保育

設定した「量の見込み」に対応するよう、教育・保育施設及び地域型保育事業による確保方策を設定する。(イメージ)

	1年目			2年目			3年目					
	3-5歳 学校教育のみ	3-5歳 保育の必要性あり	0-2歳 保育の必要性あり	3-5歳 学校教育のみ	3-5歳 保育の必要性あり	0-2歳 保育の必要性あり	3-5歳 学校教育のみ	3-5歳 保育の必要性あり	0-2歳 保育の必要性あり			
	<1号>	<2号>	<3号>	<1号>	<2号>	<3号>	<1号>	<2号>	<3号>			
①量の見込み(必要利用定員総数)	300人	200人	200人	300人	200人	200人	300人	200人	200人			
② 確保の内容	認定こども園、幼稚園、保育所 (教育・保育施設)			300人	200人	80人	300人	200人	150人	300人	200人	150人
	地域型保育事業(※)					20人			30人			50人
②-①	0	0	▲100人	0	0	▲20人	0	0	0	0	0	

※ 小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業

地域子ども・子育て支援事業

設定した「量の見込み」に対応するよう、事業ごとに地域子ども・子育て支援事業の確保方策を設定する。

(イメージ)

地域子育て支援拠点事業	1年目	2年目	3年目
①量の見込み	3000人(10か所)	3000人(10か所)	3000人(10か所)
②確保の内容	3000人(10か所)	3000人(10か所)	3000人(10か所)
②-①	0	0	0

放課後児童健全育成事業	1年目	2年目	3年目
①量の見込み	800人(20か所)	800人(20か所)	800人(20か所)
②確保の内容	600人(16か所)	700人(18か所)	800人(20か所)
②-①	▲200人(4か所)	▲100人(2か所)	0

都道府県子ども・子育て支援事業計画のイメージ  
(都道府県子ども・子育て支援事業計画に基づく需給調整)

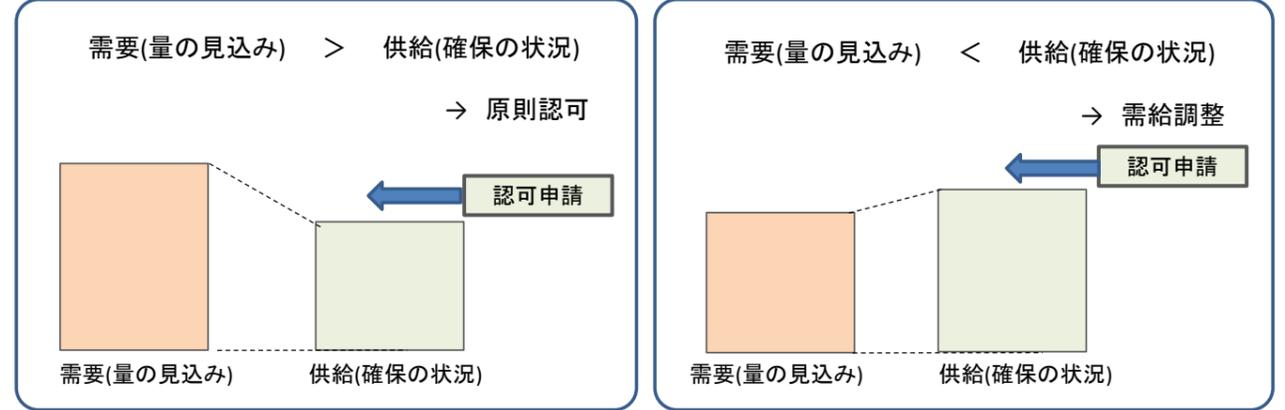
子ども・子育て支援新制度では、認可制度を前提としながら、大都市部の保育需要の増大に機動的に対応できるよう、認定こども園・保育所について、

- ① 社会福祉法人・学校法人以外の者に対しては、客観的な認可基準への適合に加えて、経済的基礎、社会的信望、社会福祉事業の知識経験に関する要件を満たすことを求める
- ② その上で、欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、認可するものとする。



都道府県は、認定こども園、保育所の認可・認定申請時に、都道府県計画の区域ごとに、需要(量の見込み)と供給(確保の状況)により客観的に判断。

- 需要(量の見込み) > 供給(確保の状況=区域内の定員数) → 適格性・認可基準を満たす申請者は原則認可
- 需要(量の見込み) < 供給(確保の状況=区域内の定員数) → 需給調整



※地域型保育事業の需給調整は、市町村が市町村計画に基づき同様に判断。